

平成28年12月6日

第77回 神戸市個人情報保護審議会

市民税・県民税の申告における国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納情報の利用について

(行財政局)

神保高国第2939号  
平成28年12月6日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

市民税・県民税の申告における  
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

市民税・県民税の申告における国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の  
収納情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限に関して」)

【国民健康保険料の収納情報】

- ・住基上住所コード
- ・世帯主氏名（カナ）
- ・納付金額
- ・町通名
- ・丁目・字名
- ・地番
- ・方書
- ・国保証番号

【後期高齢者医療保険料の収納情報】

- ・町通
- ・被保険者氏名
- ・特徴納付額
- ・普徴納付額
- ・納付額計
- ・住所
- ・証番号
- ・作成連番



神保高介第 4200 号

平成 28 年 11 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

市民税・県民税の申告における介護保険料の収納情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

市民税・県民税の申告における介護保険料の  
収納情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限に関して」)

【介護保険料の収納情報】

- ・町通
- ・被保険者氏名（カナ氏名・漢字氏名）
- ・特徴納付額
- ・普徴納付額
- ・納付額計
- ・町通名
- ・丁名・字名
- ・地番
- ・方書
- ・介護証番号

## 市民税・県民税の申告における 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納情報の利用について

### 1. 背景

市民税・県民税の申告は、確定申告する必要がない人を対象として、自身の所得金額や所得控除の内容、扶養親族の状況について申告をするもので、市民税・県民税の課税を行ううえでの資料の1つであり、現在は、各区の市税事務所の窓口又は郵送によって申告書の提出を受け付けており、年間で約65,000件の提出がある。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料（以下、保険料等という。）は、各保険の被保険者が、保険者である神戸市に納める保険料等であり、被保険者自らが納付済額の申告を行うことで、市民税・県民税の所得控除の1つである社会保険料控除がされるものであるが、所得控除が自動的に反映されていると思って申告が漏れていたり、自身の納付済額を忘れている場合がある。

従来、市税事務所の窓口で市民税・県民税の申告を受け付ける際に、申告書に保険料等の記載がなければ聞き取りを行い、申告漏れと分かれば、区役所内の保険年金医療課の窓口を案内して自身の納付済額を確認してもらい、再度市税事務所にて市民税・県民税の申告を受け付けている。

しかしながら、申告漏れが明らかになるのは当初の申告期間と納税通知書や保険料等の納入通知書が発送される6月以降が多いが、この時期は、市民税・県民税の申告や通知書の発送による問合せ等が多く、市税事務所や保険年金医療課の窓口は大変混雑して、多大な待ち時間が発生している状況である。こうした窓口の繁忙期に、保険料等の申告のため何度も窓口に並ぶことは、市民の方にとって大きな負担となる。また、申告漏れのままということになると、本来受けられるはずの社会保険料控除が受けられないことになる。

### 2. 概要

市税事務所市民税担当職員が、保険料等の収納情報を市民税・県民税の申告を受け付ける際に利用し申告漏れや申告忘れを未然に防ぎ、適正課税の推進を図る。対象者の保険料等の収納情報は毎年1月に対象者の収納情報をリストにまとめたものを収入一覧表として、国保年金医療課及び介護保険課が作成し、各市税事務所に2部ずつ紙ベースで提供するもので、電子計算機処理は行わない。市民税・県民税の申告を受け付ける際に申告漏れや納付金額の確認が必要なことがあった場合等に、提供された資料を閲覧・確認する。

### 3. 効果

保険料等の収納情報を事前に国保年金医療課及び介護保険課から入手することで、市税事務所の窓口で申告者の保険料等の納付済額を確認することができ、そのまま市民税・県民税の申告を促すことができる。市民にとっては自身の申告漏れの解消や不要な待ち時間の削減につながり、市税事務所及び保険年金医療課にとっては窓口対応の時間短縮につながるため、結果として適正課税の促進と市民満足の向上が見込まれる。

#### 4. 対象者数

国民健康保険	約 36 万人 (23 万世帯)
後期高齢者医療制度	約 19 万人
介護保険	約 41 万人

#### 5. 実施時期

平成 29 年 1 月～

#### 6. 個人情報の保護

個人情報の保護等データの保護については、「神戸市個人情報保護条例」に基づき厳格に対処する。

##### (1) 運用上の保護

- ① 使用目的を達した保険料等の収納情報は、溶融処理や焼却処分など、確実かつ速やかに廃棄する。
- ② 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な指導を行うとともに個人情報の適正管理について点検を行う。
- ③ 提供後のデータの管理について、業務時間以外は鍵のかかる什器等に保管する。